

# 国民年金法36条の2第1項第1号にもとづく障害基礎年金と労災保険上の遺族年金との併給調整をめぐる問題

山 田 耕 造

## はじめに

障害のある人<sup>1)</sup>は、障害があるが故に、労働による収入を全く得られないか、あるいは著しく制限されざるを得ない一方で、日常生活上の制限等に伴って生じる特別の出費を余儀なくされることが多い。そのため、障害者、とりわけ重度の障害者が、地域社会において障害のない他の人達とともに自立した生活を営んでゆけることができるようにするには、少なくとも必要最小限の安定した収入をどう確保するという問題が極めて重要な問題となる。

このことに関して、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項」を定めている障害者基本法は、その20条において、「国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し、必要な施策を講じなければならない。」と規定している。これを受けて、今日、障害者の所得保障に関わる種々の施策が講じられているが、その中核的位置を占めているのは国民年金制度上の障害基礎年金制度

---

1) 以下、便宜的に障害者という。また、障害の「害」という文字は本来「碍」という文字を用いるのが正しいが、常用漢字表使用との関係で、法令、公文書、新聞雑誌等に」においては「碍」という文字は「害」という文字が用いられることとなっているため、以下、便宜的に「障害」という文字を用いることとする。

である。同制度は重度の障害者の所得保障にとって重要な役割を担っているものであるが、それによれば、基本的に次のいずれかの場合に該当するとき、定額の年金支給がなされる。①国民年金の被保険者であるか、60歳以上65歳未満の被保険者であった者で日本国内に住所を有するものが、障害認定日に、政令で定める障害等級（1級または2級）に該当する障害の状態にある場合（国年法30条。以下、便宜的に20歳後障害基礎年金という）、②初診日に20歳未満であった者が、障害認定日以後に20歳に達したときは20歳に達した日において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日において、政令で定める障害等級（1級または2級）に該当する障害の状態にある場合（国年法30条の4第1項。以下、便宜的に20歳前障害基礎年金という）、である。

ところで、ある社会保障給付の受給権者が他の給付を受けることができる場合、いずれかの給付が不支給、支給停止、あるいは一部減額支給されたりすることがある。これを併給調整（併給制限ともいわれる）というが、どちらの給付が併給調整されるかについては、法定されている場合と受給権者の選択による場合とがある。これを国民年金制度上の障害基礎年金の併給調整に係る規定についてみると、以下のとおりである。まず①20歳後障害基礎年金については、その受給権者が当該傷病による障害について労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、6年間、その支給を停止するとされている（国年法36条1項）。これに対して、②20歳前障害基礎年金については、(a) 恩給法に基づく年金たる給付、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）の規定による年金たる給付その他の年金たる給付であって政令で定めるものを受けるとき、(b) 刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されているとき、(c) 少年院その他これに準ずる施設に収容されているとき、(d) 日本国内に住所を有しないときは、その該当する期間、その支給を停止するとされている（同法36条の2第1項）。以上にみられるように、20歳前障害基礎年金に係る併給調整規定は、20歳後障害基礎年金に係る併給調整規定に比べてみると極

めて厳しい内容となっている。

一般に、併給調整に係る規定は、社会保障給付の受給権者にとっては受給権の制限という側面を有することから、従来、もっぱら憲法上の問題として取り上げられ、これまで多くの違憲訴訟（憲法25条，同14条違反）が提起されてきたところであるが、近年、上記の20歳前障害基礎年金に係る併給調整規定の違憲性をめぐって最高裁まで争われた事案があった。本稿は、これを素材として、20歳前障害基礎年金に係る現行併給調整規定について、従来の違憲訴訟の場合とは異なった視点から、すなわち障害者基本法との関わりでみたその問題点について検討しようとするものである<sup>2)</sup>。

## I 事案の概要と各判決の概要

### 1. 事案の概要

本事案の原告A（1973年3月18日生）は、知的障害者であるため、1993年4月より、国民年金法30条の4第1項に規定する20歳前障害基礎年金の支給を受けていた。1998年10月26日、当時Aを扶養、援助していた実姉が職場からの帰宅途上に交通事故で死亡したため、Aは、1999年4月11日、労働基準監督署長に対して労災保険法上の遺族年金の支給を請求したところ、同署長は、同年8月23日、1998年11月分にさかのぼり、労災保険法22条の4に規定する遺族年金（以下、「遺族年金」）の支給決定をした。これにより、Aは、1998年11月から、20歳前障害基礎年金に加えて、遺族年金を受けられることとなった。

Aは、名古屋北社会保険事務所に対し2002年の現況届を提出したところ、同事務所は原告が1988年11月以降遺族年金の支給を受けていることを知り、

---

2) ちなみに、本稿は、この事案に関し名古屋高裁に提出した意見書を基に、必要な手直しおよび加筆を行ったものである。なお、同様の趣旨から、かつて生活保護費の支給に係る障害基礎年金の収入認定をめぐる問題について、「生活保護費の支給に係る障害基礎年金の収入認定をめぐる問題」（京都女子大学生活福祉学科紀要、第3号25頁以下）において論じたことがある。

Aに対して、障害基礎年金受給権者支給停止額変更届の提出を求めた。Aは、これに応じて、2002年8月30日、上記社会保険事務所を經由して社会保険庁長官に対し、同届を提出したところ、同長官は、国民年金法36条の2第1項1号に基づき、同年10月1日付けで、1998年11月にさかのぼり、原告の受けていた障害基礎年金の支給を停止し、その年金額を0円に変更する旨の処分を行い、これを通知した上で、同年11月25日付で、支給停止に係る障害基礎年金のうち支給済みの全額の返納を求める旨の納入告知をした。

Aは、その後、1998年11月分から2002年8月分までの受給済みの障害基礎年金301万3,785円を返納したが、2002年12月24日、愛知社会保険事務局社会保険審査官に対し、上記処分の根拠となった国民年金法36条の2第1項第1号が憲法14条、25条に違反しているところを理由に審査請求したが、同審査官は、同請求は同審査官の権限に属さない事項について審査を求めるものであるとして、これを却下した。Aは、これを不服として、社会保険審査会に対し同様の再審査請求をしたが、同審査会は、国民年金法が憲法に違反しているか否かを審査する権限を有しないので同請求は不合法であるとして、これを却下した。

Aは、これを不服として、名古屋地裁に上記処分の取消しを求める訴えを提起した。しかし、同地裁は請求を棄却したため、Aは、名古屋高裁に控訴したが、同高裁はこれを棄却した。そこで、Aは、最高裁に上告したが、最高裁はこれを棄却した。

## 2. 本事案における争点と各判決の概要

本事案における基本的な争点は、(1) 処分の法的根拠となった国民年金法36条の2第1項1号のうち障害基礎年金と遺族年金との併給調整を定めた部分（以下、併給調整規定という）は憲法25条に違反するか、(2) 同規定によれば、20歳後障害基礎年金を受給している者については、年金たる労災給付との間で併給調整が行われず、両者の給付を同時に受給できるの

に対して、20歳前障害基礎年金を受給している者については、年金たる労災給付との間で併給調整が行われ、障害基礎年金の支給が停止されることとなる。同規定は、初診日が20歳の前後で取扱いに区別を設けるものであることは明らかであるが、このことは憲法14条に違反するか、であった。

これに対し、名古屋地裁は、(1)について、障害基礎年金と他の公的年金給付との併給調整規定を置くこと自体が著しく合理性を欠き、立法者に与えられた裁量を明らかに逸脱・濫用したものとはいえないとし、(2)についても、同規定は憲法14条に違反しているとはいえないとして、Aの請求を棄却した(平成17年1月27日判決)。名古屋高裁も、控訴人の請求は理由がなく、これと結論を同じくする原判決は相当であるとして、その請求を棄却した(平成17年12月15日判決)。さらに最高裁も、国民年金法30条の4の規定に基づく障害基礎年金と労働者災害補償保険法22条の4の規定に基づく遺族年金との併給調整を定める国民年金法36条の2第1項1号及び国民年金法施行令4条の8第1項10号の規定が、憲法25条、14条に違反しないとした原審の判断は、正当として是認することができるとして、上告を棄却した(平成20年6月26日最一小判決)。

## II 本事案の検討に際し必要となる基本的視点

本事案における併給調整規定を障害者基本法と関わらせてみた問題点を検討するにあたっては、まず、前提的に押えておくべき幾つかの問題とそれに対する基本的な視点がある。

### 1. 今日における障害者の捉え方と障害者施策の基本理念

#### (1) 今日における障害者の捉え方

障害者に対してどのような施策を展開するかは、一般に、当該施策の対象となる障害者をどのように捉えるかによって大きく規定されることはいうまでもない。例えば、不幸な人、無能な人、弱い人、かわいそうな人、責任を果たせない人といった捉え方をすれば、それにふさわしい対応が生

ずることになる。例えば個人的なレベルでは、障害者は哀れみの対象となり、自主性や主体性は尊重されず、ほとんど隔離と同様な過剰な保護の対象となり、地域社会から除け者にされてしまうことになる。また、国や地方自治体の政策レベルでは、できるだけ予算を使わずに、必要かつ最小限の処遇をするということになる<sup>3)</sup>。

しかし、このような障害者の捉え方は、今日、少なくとも社会的には皆無といってよく、次のような捉え方をするのが一般的となっている。まず、国際レベルでは、1981年の「国際障害者年」において加盟各国が採るべき措置等を示すために、国連総会が1980年1月30日に採択した「国際障害者年行動計画」(1980年～81年)第63項では、「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである。(下線筆者)」とされている。また、これに先立つ1975年12月に国連総会で採択された「障害者の権利宣言」第1項では、「『障害者』という言葉は、先天的か否かにかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために、通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的できない人のことを意味する。」とされている。

次に、わが国での捉え方をみると、1992年における「国連・障害者の10年」の終了を機に、1993年、「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」へと改められた障害者基本法は、同法に定める施策の対象となる障害者について、「身体障害、精神薄弱又は精神障害(以下『障害』と総称する。)があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」(第2条)と規定するとともに、これら障害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する(下線筆者)」(第3条第1項)と規定している<sup>4)</sup>。

3) 佐藤久夫『障害者福祉論 [第3版]』誠信書房・2000年、21～22頁参照。

4) なお、第2条は、1995年の法改正により、「精神薄弱」が「知的障害」へと改められ、また2004年の法改正により、「長期にわたり」が「継続的に」へと改められている。

以上に見た、「障害者」の捉え方における特徴は、次の点にあるといえる。まず第一に、障害者も障害のない人と同様に、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」「普通の市民」である、と捉えられていることである。このことを端的に指摘しているのが、上述の国連の「障害者の権利宣言」における、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。」(第3項)との規定であるといえる。第二は、障害者も障害のない人と同等の権利を有する普通の市民であることは言うまでもないが、ただ「その通常の人間的なニーズを満たすのに」、障害のない人とは異なり特別の困難を有していることにその特質がある、と捉えられていることである。

このような障害者の捉え方は、障害者に関する施策における基本的な理念にも大きな変化をもたらすこととなった。

## (2) 今日における障害者施策の基本的理念

これを国際レベルでのそれについてみると、先述の「国際障害者年行動計画」第57項は、国際障害者年の目的は「障害者がそれぞれの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展における『完全参加』並びに彼らの社会の他の市民と同じ生活条件及び社会的・経済的発展によって生み出された生活条件の改善における平等な配分を意味する『平等』という目標の実現を推進することにある。」としている。また、「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の間に加盟各国がとるべき措置を示すために、国連総会が1982年12月3日に採択した「障害者に関する世界行動計画」第1項は、同行動計画の目的は「障害の予防、リハビリテーション、並びに障害者の社会生活と社会の発展への『完全参加』と『平等』という目標実現のための効果的な対策を推進することにある。つまり、すべての人々が平等の機会を与えられ、また社会的・経済的発展の成果としての生活の向上に等しくあずかることが出来るようになることを目的とする。」としている。

これら「行動計画」にいられている障害者の社会生活と社会の発展への「完全参加」と「平等」の実現という目的（理念）は、一般にノーマライゼーション（normalization）の理念と呼ばれているが、その要諦は、障害をもっているために、あるいは障害をもっていることを理由に、これまで社会生活と社会の発展への参加を果たすことができる機会の少なかった障害者に、その機会を保障するために必要かつ効果的な対策を推進していくということにある。

このノーマライゼーションの理念は、今日、世界各国における障害者施策の基本的理念となっていることは勿論、わが国における障害者施策一般の基本的理念ともなっている。すなわち、先述の障害者基本法は、第1条において、「この法律は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。」と規定し、これを受けて、基本的理念に関する規定である第3条において、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。」（同条第2項）と規定している。そしてこれを受けて、同法第4条は、「国及び地方公共団体は、障害者の権利及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。」と規定しているところである<sup>5)</sup>。

5) なお、同法については、障害者権利条約批准に向けた国内法整備の「第一歩」として、本年（2011年6月）、衆議院本会議において改正案が全会一致で可決され、現在、参議院に送られている。同改正案では、第1条について、上述の「この法律は」の下に、「全て国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」が加えられ、「基本的理念」を「基本原則」に、「推進し、もって障害者の福祉を増進する」に改められている。また、第3条につ



これらの規定から明らかなように、今日、同法第2章において定められている障害者の福祉に関する基本的施策はすべて、障害者のノーマライゼーションの実現、すなわち障害者が自立し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるようにするという目的の下に実施することが、法的義務として求められているのである。

ちなみに、障害者基本法第9条第1項の規定に基づき、2002年12月に閣議決定された「障害者基本計画」も、その「はじめに」において、この計画においては、「新長期計画（1993年度から概ね10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」のこと、1992年に策定）における『リハビリテーション』及び『ノーマライゼーション』の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15（2003）年度から24（2012）年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものである。」とした上で、「I 基本的な方針」において、「共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに社会の一員としてその責任を分担する。他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限發揮し自己実現できるよう支援することが求められる。」と定めているところである。

以上にみられるように、ノーマライゼーションの理念は、わが国のすべての障害者施策の基本的理念となっていることは明らかである。

いては、「第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。…」と改められている。

## 2. 障害者に関する所得保障制度の意義とそこに含まれるべき内容

### (1) 障害者に関する所得保障制度の意義

障害者自らが、ノーマライゼーションの理念を実現していくこと、すなわち自らの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展における完全参加を果たしていくということは、それぞれの障害者が独立した一個人の人間存在として、自らの生活の主人公になっていくことを意味する。しかし、そのためには先ず、障害者が自立してその生活を営んでいくことのできる条件が確保されていなければならない。それ故、障害者の自立生活（independent living of the person with disabilities）の保障という問題が、今日、障害者問題の全体にとって緊要の課題となっているところである。

この障害者の自立生活を保障するためになされるべき施策の領域は、極めて広範囲にわたるものである。この点に関し、例えば「障害者に関する世界行動計画」第21項は、家庭生活、教育、就労、住宅、経済保障ならびに身の安全、社交や政治グループへの参加、宗教活動、公共施設への出入り、移動及び全体的な生活様式の自由等を挙げている。これらに関する諸施策のうち、障害者の自立生活にとりわけ欠かすことのできない施策の一つとして経済保障、すなわち所得保障制度の確立に関する施策を挙げることができ、その意義は以下の点に求めることができる<sup>6)</sup>。

何らかの障害をもつために、労働による収入をまったく得られないか、あるいは著しく制限されざるを得ない一方で、日常生活の制限等に伴って生じる特別の出費を余儀なくされることの多い障害者にとって、日々の経済生活を安定的なものにするとともに、社会生活と社会の発展における完全参加の実現を目指し、地域社会で障害をもたない他の市民とともに自立した生活を営んでいくために、少なくとも必要最小限の安定した収入をどう確保するかという問題は、避けて通ることのできない大きな課題である。そして、この課題に対応するための制度が、障害者の所得保障制度である

6) 拙稿「障害者の所得保障」日本社会保障法学会編『講座社会保障法 2巻』法律文化社・2001年、164頁参照。

ことはいうまでもない。

それ故、今日、障害者の所得保障制度の確立を図るための施策は、各国の障害者政策における欠かすことのできない課題の一つとなっている。すなわち、国連の「障害者の権利宣言」（1975年・第30回国連総会決議）は、7項において、「障害者は、経済的社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を有する。」と規定している。また、「障害者の機会均等化に関する基準規則」（1993年・第48回国連総会決議<sup>7)</sup>も、規則8において、「各国は、障害又は障害に関係する要因のために、一時的に収入がなくなったり、減少したり、又は雇用機会を断られたりした障害のある人々に対して十分な収入を援助することを確保しなければならない。各国は、障害のために障害のある人々やその家族が頻繁に必要な費用を考慮に入れた援助が行われることを確保しなければならない。」と規定して、各国に対し障害者のための所得保障制度の確立を要請している。

そして、これを受けた形で、わが国における障害者関係施策の基本的枠組みを定めた障害者基本法も、第13条において、「国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し、必要な施策を講じなければならない。」と規定し、国及び地方公共団体に対して、障害者の所得保障に関わる施策を講ずることを義務付けているところである。

## (2) 障害者に対する所得保障の中に含まれるべき内容

### ①障害者に関する所得保障制度の今日的意義

そこで問題となるのは、障害者に対する所得保障の中には、今日、どのような内容が含まれている必要があるかということになる。しかし、その

---

7) 同規則は、1983年から1992年までの「国連・障害者の10年」が終了した後もあまり進展がみられない教育・医療・就労・所得などの22分野について、障害者の社会活動への参加、差別禁止、機会均等を実現する方法を具体的に示したものであり、各国は「特別報告者」を置いて、これらの分野に関する自国の取組み状況を報告することとなっている。

ためには先ず、障害者に関する所得保障制度の今日的意義がどこにあるかを押さえておく必要がある。けだし、一般に、ある事柄に関する内容がどのようなものとなるかは、その意義の捉え方如何によって規定されると考えられるからである。

障害者に関する所得保障制度の今日的意義を考えるにあたっては、従来のように単に障害者に対する日々の経済生活に対する保障という面のみからみるのではなく、それに加えて障害者の自立と社会生活上のあらゆる分野への参加という課題との関わりにおいてみることも重要である。けだし、年金等の所得保障施策を講ずべきことを定めた障害者基本法第20条の規定は、同法第1条の「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること」との規定を受けて定められているものであるからである。

このような視点からみると、今日の障害者に関する所得保障制度にあつては、大きくは次の二つの意義を認めることができる<sup>8)</sup>。一つは、障害者の経済的な自立の促進を担保することである。いま一つは、障害者の社会生活上のあらゆる分野への参加の促進を経済的な面から担保することである。

## ②障害者に対する所得保障の中に含まれるべき内容

障害者に対する所得保障は、上にみた意義を体現し得る内容のものでなければならぬが、それでは、具体的にどのような内容が含まれている必要があるのであろうか。

上述の二つの意義に即してみると、そこには三つの内容が含まれていなければならないといえる<sup>9)</sup>。一つは、障害をもつことによって生じる稼得能力の低下ないし喪失に伴う所得の中断、減少ないし喪失に対して適切な所得保障を行なうことである。二つは、障害をもつことによって生ずる特別な出費（医療、リハビリテーション、介護・介助等に要する費用）に対

---

8) 前掲拙稿「障害者の所得保障」172頁参照。

9) 前掲拙稿「障害者の所得保障」173頁参照。

する一定の補填を行なうことにより、生活費の膨張をカバーすることである。以上の二つは、前述の第一の意義と関わりを有するものである。三つは、前述の第二の意義に関わりを有するもので、障害者が社会生活上のあらゆる分野への参加を実現するために必要不可欠な事柄を行なう際に必要となる特別の出費（自己決定を行なう際に必要な情報の収集に要する費用、自己決定権行使のために知的障害者や精神障害者が成年後見制度・福祉サービス利用援助事業を利用する際に要する申立等に関する費用、社会参加する際に要する交通費・介助費等）に対して一定の経済的な保障を行なうことである。

以上、今日の障害者の所得保障の中に含まれるべき内容を見てきたが、必ずしもこれら全ての内容が一つの所得保障制度の中に含まれていなければならないというものではない。むしろ、それぞれの内容を実現するのにふさわしいそれぞれの制度が構築され、そして、それらの制度が有機的な関連性を持って適切に機能し合う、というのが本来的なあり方であるといえる。

### 3. 障害者に関する現行所得保障制度の種類と障害基礎年金制度の意義

わが国の障害者に関する現行所得保障制度には、大きくは、①年金制度上の所得保障制度（国民年金制度上の障害基礎年金制度および被用者年金制度上の障害年金制度等）、②労災補償保険制度等上の所得保障制度（障害補償年金・一時金制度等）、③社会手当制度上の所得保障制度（特別児童扶養手当制度、障害児福祉手当制度、特別障害者手当制度）、④生活保護制度上の所得保障制度（障害者加算制度、重度障害者加算制度、介護加算制度）の、4つがある<sup>10)</sup>。

ところで、全ての障害者が人間としての尊厳を保持しつつ、今日的にみて人たるに値する内容の生活を営んで行けることを可能にするためには、

---

10) 前掲拙稿「障害者の所得保障」174～178頁参照。

少なくとも次の条件を満たしうる可能性をもった制度が、障害者に関する所得保障制度の基本として位置付けられる必要がある。すなわち、①合理的な一定の障害基準に該当する者すべてを包摂し得るものであること、②障害という要保障事故は長期にわたって継続するものであるという特性に鑑み、一定の支給要件を満たす者は誰でも、人たるに値する一定水準の生活を、長期にわたって継続的かつ確実に営むことができる展望をもち得るものであること、③障害をもつことにより減少ないし喪失した稼得能力、および障害をもつことに伴って生じる特別の出費に対する一定の補填を行なうとともに、社会生活上のあらゆる分野への参加の促進をも一定程度保障し得る給付内容を含むことのできる可能性を有しているものであること、の三つである<sup>11)</sup>。

これらの点に照らして上記の諸制度についてみると、現行の各制度の内容を前提とする限りは、国民年金制度上の障害基礎年金制度が障害者に対する所得保障制度の基本として位置付けられるべきものといえる。その理由は、同制度は、①所得保障を必要とする障害者を最も広範に捕らえ得る制度であり、②給付の対象となる障害は傷病に基づくものであればよく、当該傷病が生じた原因は問題とならない、③現行の給付額の多寡をめぐる問題はさて置き、後に詳しくみるように、その給付の内容は、今日障害者に要請される人たるに値する生活水準（障害をもつことにより減少ないし喪失した稼得能力および障害をもつことに伴って生じる特別の出費に対する一定の補填を行うとともに、社会生活上のあらゆる分野への参加の促進をも一定程度保障する）の基礎的部分にあたるものを保障することを目的としていると解することができる、ということによる。

---

11) 前掲拙稿「障害者の所得保障」180頁、拙稿「障害者の所得保障をめぐる問題とその課題」日本社会保障学会誌11号、40頁参照。

### Ⅲ 障害者基本法との関わりでみた国民年金法36条の2第1項第1号とそれに基づく併給停止処分をめぐる問題

本事案は、Aが労災保険制度上の遺族年金を受給したことを契機に、社会保険庁長官が、それまで同人が受給していた国民年金制度上の障害基礎年金につき、国民年金法第36条の2第1項第1号の規定（以下、本件併給調整規定という）に基づき支給済みの同年金の全額返納を求める旨の処分をしたことの違法性を巡って争われたものである。以下では、上記処分の根拠となった本件併給調整規定を障害者基本法との関わりでみた問題点について、本事案に関する名古屋地裁判決に即しながら検討することとした。

#### 1. 障害者基本法と国民年金法上の障害基礎年金制度との関係

本事案における基本問題は、労災保険制度上の遺族年金を受給したことを理由に、本件条項の規定に基づき国民年金制度上の障害基礎年金を全額支給停止とすることが妥当か否かという点にあるといえるが、この問題を考えるにあたっては、まず、障害者基本法と国民年金法上の障害基礎年金制度との関係を明らかにしておくことが重要であろう。

##### (1) 障害者に対する所得保障施策に関わっての障害者基本法の意義

現行障害者基本法第1条は、その目的につき、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進すること」と規定している。次いで、同第3条は、障害者のための施策に関する基本的理念につき、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」（第1項）、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化そ

の他あらゆる分野への活動に参加する機会が与えられる。」(第2項),「何人とも, 障害者に対して, 障害を理由として, 差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」(第3項)と規定している。そして, 同第4条は,「国及び地方公共団体は, 障害者の権利の擁護及び障害者の差別に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により, 障害者の福祉を増進する責務を有する。」と規定している。また, 同第8条第2項は, 施策の基本方針につき,「障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては, 障害者の自主性が尊重され, かつ, 障害者が, 可能な限り, 地域において自立した生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」と規定している。そして, 同法は, こうした諸規定の下に, 障害者の福祉に関する基本的施策を定めている第2章において, 所得保障に関する施策につき,「国及び地方公共団体は, 障害者の自立及び生活の安定に資するため, 年金, 手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。」(第13条)と規定している。

以上の規定を踏まえてみると, 差し当たり次のことがいえよう。すなわち, 障害者基本法第13条の規定に基づいて講ぜられる所得保障施策の一環である年金給付の内容には, 今日, ①障害をもつことにより減少ないし喪失した稼得能力及び障害をもつことに伴って生じる特別の出費に対して一定の補填を行なう部分とともに, ②社会生活上のあらゆる分野への参加の促進を一定程度保障する部分も当然に含まれている, と解する必要があるということである。

## (2) 障害者基本法と国民年金法上の障害基礎年金制度との関係

国民年金法は, 第1条において,「国民年金制度は, 日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき, 老齢, 障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止」することを目的とすると規定し, 第2条において,「国民年金は, 前条の目的を達成するために, 国民の老齢, 障害又は死亡に関して必要な給付を行なうものとする。」と規定している。そして, 同法は, 第15条において, 障害に関する給付は



障害基礎年金とするとし、第30条ないし第30条の4において、四つの場合に障害基礎年金が支給されること及びそれぞれの場合における支給要件が定められている。本件で問題となっている障害基礎年金については第30条の4において規定されているところであるが、これら国民年金法上の障害基礎年金に関する各規定は、前記障害者基本法第13条の規定を受けて設けられていることはいままでもない。

ところで、障害者基本法もその一つである「基本法」とは、「国会が、法律の名において、政府に対し、国政に関する一定の施策・方策の基準・大綱を明示して、これに沿う措置をとることを命ずるという性格を帯びている。」<sup>12)</sup>とされているものである。このことをいまいし敷衍してみると、以下のとおりである。ある法律が、いやしくも基本法という名を付している以上、そこに示された準則は、関係の法令に対して、實際上指導的・優越的・網羅的・憲章的な機能を営む、すなわち、制定される立法の内容への拘束及び現実に立法された規定の解釈・運用の二つの場面を通じて、一種の優越的な機能を営むことは当然の要請とすることができる。ただ、具体的にどのような機能を営むかについては、場合を二つに分けてみる必要がある。すなわち、一つは、基本法の施行後にその実施法律が制定・施行された場合における基本法と当該法律との関係如何という問題であり、いま一つは、基本法が制定される以前に当該基本法に関連する法律が制定・施行されている場合における基本法と当該法律との関係如何という問題である。

この問題につき、上記論文では、次のような関係が成り立つとされている。まず、前者の場合においては、基本法がその実施法律自体に対して優越的な関係にある以上、「当該法律を実施するため、またはその委任に基づいて制定される政令・省令等の命令、地方公共団体の条例・規則等や国・地方公共団体の当局の告示・訓令・通達のたぐいもまた、実施法律に

---

12) 菊池康郎「基本法の法制上の位置づけ」法律時報45巻7号、16頁。

反してはならないのみならず、基本法の内容・趣旨・精神に反してはならない。すなわち、いま述べた基本法の優越的な機能は、これらの法令・訓令等の制定および解釈・適用の場面を通じて、実施法律に対する場合と同様の営みをする。」<sup>13)</sup>とされている。また、後者の場合においても、「基本法他の法律実施に対する優越性は、ひとり基本法の施行後に制定・施行される法律に対する場合に限るべきいわれは、まったくない。むしろ、一般に後法優先の原則が働くことと合わせ考えると、基本法のもつこのような優越的な機能は、既存の関係法律に対する関係では、より強く働くことが要請される」<sup>14)</sup>とされている。

以上の点からして、障害者基本法制定以前に制定された国民年金法、及び障害者基本法第13条の規定を受けて設けられている現行国民年金法第30条の4の規定に関する解釈・運用については、先にみた障害者基本法第1条、第3条、第4条及び第8条2項の各規定の趣旨を踏まえてなされなければならないことは当然のことといえよう。

それ故、国民年金法第30条の4の規定に基づく障害基礎年金の内容には、先にみた、①障害をもつことにより減少ないし喪失した稼得能力及び障害をもつことによって生じる特別の出費に対して一定の補填を行なう部分とともに、②社会生活上のあらゆる分野への参加の促進を一定程度保障する部分が含まれていると解されることになる。

ちなみに、「障害年金は、被保険者が障害となって、日常生活に支障を来したり、あるいは日常生活に著しい制限が加えられたりして、所得（稼得能力）が減少した場合に、その生活の安定が損なわれるのを防止することを目的とする給付である。」<sup>15)</sup>とする見解がある。しかし、障害年金一般の意義を、このように所得（稼得能力）が減少した場合にその生活の安定が損なわれるのを防止すること、すなわち障害者の基礎的生活需要に応え

13) 前掲菊池論文、20頁。

14) 前掲菊池論文、20頁。

15) 有泉 亨・中野徹雄編『国民年金法』日本評論社・1983年、80頁。

ることのみに限定して捉える見解は、今日、障害者に関する年金一般が有するとされる意味内容について十分に理解していないものといわざるを得ない。

なお、この点に関連して、上記『国民年金法』と同年の7月28日に出された「障害者生活保障問題専門家会議」（厚生省国際障害者年推進本部内に設置）による「障害者生活保障問題専門家会議報告書」においては、「障害者の所得保障は、障害により失われた稼得能力の補てんと、重度の障害により特に要する費用の補てんの双方の観点からふまえて行なわれる必要がある」との指摘がなされていることに留意する必要がある。すなわち、同報告書が、障害者の所得保障の中に含まれるべき内容は、障害により失われた稼得能力の補填、すなわち基礎的生活需要のみに応えることに限定されるものではないこと明確に示している点である。ただし、同報告書も、当時の心身障害者対策基本法（障害者基本法の前身）には、現行障害者基本法のように障害者の社会生活上のあらゆる分野への参加の促進が未だその基本理念の一つに位置付けられていなかったこととの関連もあってか、障害者の社会参加の促進に係る費用保障の問題については触れていない。

## 2. 国民年金法30条の4第1項に規定する障害基礎年金の性格、及び同法30条の6第1項第1号に基づき同年金と他の年金との併給調整をなすことの合理性について

### (1) 国民年金法30条の4第1項に規定する障害基礎年金の性格について

本事案において重要な論点となった、国民年金法第30条の4第1項に規定する20歳前障害基礎年金の性格を、同法第30条第1項に規定する20歳後障害基礎年金との関係でどのように捉えるかについて、みると以下のとおりである。

この点に関し名古屋地裁判決は、本件条項の憲法25条適合性についての判断を下す際の前提として、20歳後障害基礎年金は本来の意味での年金、すなわち拋出制の年金であるのに対して、20歳後障害基礎年金は非拋出制

の年金であることから、その性質は根本において社会福祉的なものであるといわざるを得ない、としている。国民年金制度は、本来、一定の生活上の事故に対して所得保障給付を行なうために設けられた社会保険制度であるということを踏まえて、同制度における両年金の異同についてみると、確かに、20歳後障害基礎年金は保険料の納付を前提としてなされる制度本来の所得保障給付であるのに対して、20歳前障害基礎年金は、無拠出であるにも関わらず所得給付がなされるものであることから、前者とはその財源が異なるという点において別の制度であるといわざるを得ないであろう。この点に関し、社会保障法学にあつては、同年金は社会手当制度上の所得保障給付に位置付けられるとするのが大方の見解である<sup>16)</sup>。これに対して、原審判決の捉え方は上にみたとおりであるが、制度との関連性でみると、そのいわんとするところは不明といわざるを得ない。

それはさておき、ここでの重要な問題は、制度的には性質の異なる二つの年金給付が、なぜ社会保険制度である国民年金制度という一つの制度の中で取り扱われているのかという点にあるが、その理由は、以下の点に求めることができよう。すなわち、障害年金は、一定の障害を有する者の生活上欠くべからざるニーズに応えるため、それらの者に対して一定の所得保障給付を行なうことを目的とするものであることはいうまでもない。したがって、当該障害が一定年齢前に生じたものであれ、一定年齢後に生じたものであれ、生活上のニーズが同一である限りは、それらの者に対する年金給付は同一の制度の下、同一の内容、かつ同一の運用がなされることが、本来的に要請されているといえよう。

ところで、国民年金制度を発足させるに当たって、同制度の基本的な建前を拠出制とするか非拠出制とするか、あるいはこれらを併用したものとすることの検討がなされたことは周知のとおりであるが、種々の理由から同制度は拠出制を基本として制度設計するという政策選択がなされた。これ

---

16) 例えば、西村健一郎『社会保障法』有斐閣・2003年、29頁参照。

に伴って、障害者に対する所得保障給付である障害年金も国民年金制度の中で取り扱われることとなったが、同制度は拠出制に基づくものであることから、被保険者が保険給付を受けるためには保険料を拠出しなければならず、したがって、被保険者たるべき者は、一定の所得をあげ得る者であることが必要となる。そこで、国民年金の被保険者は、一般に就労していると考えられる年齢すなわち20歳以上60歳未満の者とされることとなったのであるが、これに基づけば、同制度に基づく障害年金の受給権者は、被保険者資格を有する20歳以降に一定の障害を有するようになった者に限定されることになる。しかし、障害というものは、20歳以降にしか生じないというものではない。そこで、制度上国民年金に加入したくても加入できない20歳前の者に障害が生じた場合に、その者に対する所得保障はどうするのかという問題が必然的に生じることになる。けだし、これらの者も、20歳後に障害を有するようになった者と同様に、憲法第25条第1項において基本的人権として保障されている生存権を当然に有しているからである。そこで、この課題に因應するため、拠出制障害年金制度創設と同時に国民年金制度の中に設けられたのが、無拠出制の補完的障害福祉年金といわれる制度であった。そして、同制度は、1985年の国民年金法の改正により、20歳前障害基礎年金と形を変えたとともに、その給付内容も従前とは異なり、20歳後障害基礎年金と同額とされて今日に至っているところである。

以上の点を踏まえてみると、20歳前障害基礎年金と20歳後障害基礎年金とは、拠出に基づくものであるか否かという財源の違いという点においては、確かに別のものであるといえよう。しかし、その違いは、同一程度の障害を有し、かつ、同一の生活上の困難とそれに基づく生活ニーズを有する全ての障害者に対する障害年金給付を、社会保険制度である国民年金制度において取り扱う限り必然的に生じてこざるを得ないものといえる。すなわち、保険料の負担義務を履行し得る者すなわち一定の所得をあげ得る者の年齢をどこに設定するのが妥当かという問題はさておき、被保険者となり得る者の年齢をどこで線引きしようとも、上述の障害者に対する障害

年金給付を社会保険制度である国民年金制度という同一の制度において取り扱う限りは、拠出に基づく年金受給者と無拠出での年金受給者という、制度形式上の違いに基づく年金受給者という問題が常に生じてこざるを得ないのである。かかる事実を踏まえてみると、事柄の本質は、同一程度の障害を有し、かつ同一の生活上の困難とそれに基づく生活ニーズを有する全ての障害者に対して、同一制度の下で同等の所得保障給付をいかに行なうかという点にあるのであって、当該給付が拠出に基づくものであるか否かという財源の違いに係る問題は第二義的な問題として位置づけられるもの、ということになる。

そこで、問題は、20歳前障害基礎年金と20歳後障害基礎年金との間における異なった取扱いの是非を検討するに際して、その財源における違いをどの程度評価するかということになる。

(2) 20歳前障害基礎年金と他の年金との併給調整をなすことの合理性について

この点に関し名古屋地裁判決は、併給調整が合理的であるとの判断を示すに当たっての前提として、20歳前障害基礎年金はその根本において社会福祉的な性質を有するものであるとしている。ここでいわれる「社会福祉的な性質」という言葉が、非拠出の所得保障給付であるということを表すために用いられているのであれば、それは、20歳後障害基礎年金との制度的な違いを示すための単なる一つの表現形態にすぎないものといえる。

しかし、それが、20歳前障害基礎年金と20歳後障害基礎年金とでは、権利であるということの性質において根本的な違いがあるということを表すために用いられているのであれば<sup>17)</sup>、問題があるといわねばならない。けだし、先にも触れたように、社会保障法学の大方の見解においては、20歳前障害基礎年金は社会手当制度上の所得保障給付に位置付けられていると

17) 名古屋地裁判決では、併給調整の合理性を判断するための前提として、20歳前障害基礎年金の性質に言及していることから推測すると、この意味で用いられているとみるのが妥当である。

ころであるが、この制度は、社会保険制度と生活保護制度の長所を合わせ持つ新たな類型の所得保障制度で、法定の受給要件を満たすことと所得調査（income test）を経ることを要件に、無拠出で一定の所得保障給付を行なうものであり、給付実施機関の裁量によって給付の要否や給付の程度が左右される余地はないものである。それ故、学説がそうであるように、20歳前障害基礎年金を社会手当制度上の所得保障給付に位置付けるならば、同年金給付を受ける権利は、法定の受給要件等を満たす限り当然に当該給付を受けることができる（一般に、請求権といわれる）という点において、社会保険給付としての20歳後障害基礎年金と同等の権利であるといわざるを得ないからである。

そこで、問題は、請求権という点において同等の権利であっても、20歳前障害基礎年金に限って給付を受けることのできる場合について一定の制限を加える、すなわち他の公的年金給付を受けるに至った場合に併給調整を行なうとすることについて合理性が認められるか否か、ということになる。この点につき、名古屋地裁判決のポイントを要約すると、無拠出制である同年金制度はその根本において社会福祉的な性質を有するといわざるを得ないのであるから、①年金の財源を所得保障の要請がより切実で、かつ、効果のある者に集中すべきであること、②国家財政上、何らかの形で国庫負担が伴うのが通常の公的年金の重複受給を避けてもやむを得ないこと等を考慮すると、20歳前障害基礎年金と他の公的年金との併給調整を行うことについて著しく不合理であるとは認められず、また、本件調整規定に基づく20歳前障害基礎年金受給者に対する併給調整は、同受給者を20歳後障害基礎年金受給者と著しく不合理に区別するものではない、とされている。

しかし、先にも述べたように、当該年金給付が拠出に基づくものであるか否かという財源の違いに係る問題は第二義的な問題なのであって、これでもって、20歳前障害基礎年金受給者のみを他の公的年金との併給調整の対象とすることの合理性を判断することは、そもそも問題であるといわざ

るを得ない。けだし、本件における本質的な問題は、同一程度の障害を有し、かつ、同一の生活上の困難及びそれに基づく生活ニーズを有する障害者のうち、20歳前の障害により障害基礎年金を受給している者については、他の公的年金を受給した場合、その全額を支給停止するということが、20歳後の障害により障害基礎年金を受給している者との間において差別性が認められるか否かという点にあるからである。それ故、そこでの判断基準は、20歳後障害基礎年金受給者と同一程度の障害を有し、かつ、同一の生活上の困難及びそれに基づく生活ニーズを有しているにもかかわらず、20歳前障害基礎年金受給者については、他の公的年金を受給したことを理由に併給調整をなすことについて、具体性を持った特段の合理的理由が存するの否かということになる。しかし、本節でみてきた点に照らしてみれば、原審判決が挙げている理由をもってしては、到底上という理由に該当するものとはいえず、著しく合理性を欠くものといわざるを得ない。この点において、20歳前障害基礎年金受給者に対する併給調整を規定している本件条項は、それがかかる理由のみに基づくものであるとすれば、憲法第14条第1項に違反する恐れが極めて強いといえよう。

**3. 労災保険制度上の遺族年金を20歳前障害基礎年金の併給調整の対象とすることの合理性、及び同遺族年金ではなく20歳前障害基礎年金を併給調整することの合理性について**

(1) 労災保険制度上の遺族年金を20歳前障害基礎年金の併給調整の対象とすることの合理性について

仮に20歳前障害基礎年金の併給調整を認める国民年金法第36条の2第1項第1号が適法なものであるとしても、労災保険制度上の遺族年金を同年金の併給調整の対象とすることが合理性を有するものか否かは別途検討されるべき問題である。

この点に関し名古屋地裁判決は、労災保険法の改正に伴い、労災給付が大幅に年金化され、他の公的年金給付と共通の性質を有するようになって、



併給調整になじむようになった以上、非拠出年金である障害福祉年金又はこれを引き継ぐ20歳前障害基礎年金との併給調整の対象とされたことは著しく不合理であるとはいえない、としている。

しかし、同判決のいうように、労災給付が大幅に年金化され、他の公的年金と共通の性質を有するようになったことにより、併給調整になじむようになったからであるというのであれば、論理的には、20歳後障害基礎年金もその対象とされるのが当然ということになる。そうであれば、20歳前障害基礎年金のみを併給調整の対象とすることについては具体性を持った特段の合理的理由が示されねばならないはずであるが、同判決によれば、それは同年金が非拠出によるものであるからとされているに過ぎない。しかし、かかる理由が、20歳後障害基礎年金受給者と同一の障害を有し、かつ、同一の生活上困難及びそれに基づく生活ニーズを有している20歳前障害基礎年金受給者のみを異なった取り扱いをすることについての合理的理由となり得るものでないことは、前節でみた場合と同様である。それ故、この点に関する原審判決の判断は、著しく合理性を欠き、不当なものといわねばならない。この点において、労災保険上の遺族年金の受給を理由に20歳前障害基礎年金について併給調整することを規定している本件条項は、それがかかる理由のみに基づくものであるとすれば、憲法第14条第1項に違反する恐れが極めて強いといえよう。

(2) 遺族年金ではなく20歳前障害基礎年金を併給調整することの合理性について

仮に20歳前障害基礎年金と遺族年金とを併給調整することが合理的であるとしても、本件条項が20歳前障害基礎年金を併給調整するとしていることに関し、障害基礎年金が障害者にとって有している今日的意義に照らしてみても、合理性が認められるか否かについては別途検討する必要があるだろう。

本件条項は、その理由は定かでないが、恩給法に基づく年金たる給付、労災保険法の規定による年金たる給付等をうけることができるときは、20歳前障害基礎年金の支給を停止するとしている。しかし、その給付額の多

寡をめぐると問題はさて置き、先にみたように国民年金制度上の障害基礎年金は、今日、障害者に対する所得保障制度の基本として位置付けられるべきものである。障害者基本法第13条が、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。」として、障害者に係る所得保障のための制度の筆頭に年金制度を挙げているのも、このことを踏まえたものと解されるところである。

これらの点に即してみれば、障害者に対する所得保障は、障害基礎年金でもって行なわれるのが筋であるといわねばならない。それにも関わらず、20歳前障害基礎年金を併給調整するというのであれば、その必要性に係る格段の合理的理由が示されねばならないところであるが、本件条項にあっては、その理由は定かでない。この点において、同条項は著しく適法性を欠いたものといえよう。

#### 4. 20歳前障害基礎年金を全額支給停止とすることの合理性について

仮に遺族年金ではなく20歳前障害基礎年金を併給調整することが適法であるとしても、20歳前障害基礎年金を全額支給停止とすることが合理性を有するか否かについては別途検討する必要がある。けだし、同年金を全額停止することができるためには、同年金の内容と遺族年金との内容が同一のものあるという前提条件が満たされていなければならないからである。

この点につき、国民年金制度上の障害基礎年金の内容には、今日、①障害をもつことにより減少ないし喪失した稼働能力及び障害をもつことによって生じる特別の出費に対して一定の補填を行なう部分とともに、②障害者の社会生活上のあらゆる分野への参加の促進を一定程度保障する部分が含まれていることは、既にみたとおりである。これに対して、労災保険制度上の遺族年金は、労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた遺族に対して、その援護のために支給されるものであるから、遺族の被扶養利益の喪失の填補たる性質を有するものであることは、名古屋地裁判

決も指摘しているところである。しかし、ここで留意すべきことは、次の点である。すなわち、一つは、遺族年金は死亡した労働者によって生計を維持されていた遺族の被扶養利益の喪失の填補として給付されるものである、という点である。いま一つは、遺族年金の対象たる遺族は障害をもたない一般健常者が想定されているとみるのが常識であって、到底障害者が遺族として想定されているとはいえない、という点である。以上を踏まえて、障害基礎年金及び遺族年金のそれぞれの内容についてみると、両者の内容が機能的に重複し合うと考えられる部分は、障害基礎年金における障害をもつことにより減少ないし喪失した稼得能力に対する補填に関する部分のみであって、障害をもつことによって生じる特別の出費に対する補填部分及び障害者の社会生活上のあらゆる分野への参加の促進を保障する部分については、遺族年金とは本来的に重複するものではない、ということができる。

以上の点から、仮に遺族年金ではなく、20歳前障害基礎年金を併給調整することが適法であるとしても、上にみた遺族年金とは本来的に重複するものではない部分をも併給調整の対象とすることは、障害者基本法第1条、第3条、第4条、第8条第2項及び第13条の各規定に照らしみて、違法な解釈に基づく違法な処分といわねばならないであろう。

## お わ り に

以上にみてきたように、労災保険法の規定による年金たる給付を受けることができるときには20歳前障害基礎年金を全額支給停止する旨を定めている国民年金法36条の2第1項第1号の規定は、障害者基本法第1条、第3条、第4条、第8条第2項及び第13条の各規定の趣旨に反するものといえよう。それ故、かかる諸規定に反してなされた障害基礎年金の全額支給停止処分は違法かつ無効なものといわざるを得ず、同処分は取り消されるべきものであった。

この点に関し、名古屋高裁判決は、「障害者基本法の規定する障害者施策

の基本理念からみて、国民年金法上の障害基礎年金の支給目的ないしその内容に、障害を持つことにより減少ないし喪失した稼得能力の補填等のほか、障害者の自立及び社会参加の支援等を保障する部分をも含むといえるとしても、それらを数量的に区別していないから、労災保険上の遺族年金との関係において、その重複部分と重複しない部分とを区別することはできないというべきであり…、全額支給停止を内容とする本件併給調整規定を置くことが著しく合理性を欠き、立法府の裁量を逸脱するとまではいえないというべきである。」としている。

しかし、障害者基本法が上記各部分について数量的に区別していないということが、20歳前障害基礎年金の全額支給停止を内容とする国民年金法36条の2第1項第1号の規定の合理性を認めることの妥当な理由となり得るものとは到底いえないであろう。その数量的な具体的な区別については、行政上の裁量の範疇に属するものといえる。

昨年の秋、大学の後輩にあたり、親しくお付き合いさせてもらっていた竹中さんの突然の訃報に接した。身体に相当なハンディ・キャップを有しながらも、障害者問題に関わる貴重な業績を残してこられた竹中さんが亡くなられたことは、誠に残念なことであり、衷心よりご冥福をお祈りいたします。